

A light blue map of Japan with the outline of Tochigi Prefecture highlighted in a darker blue. The text is centered within the highlighted area.

令和6年度
栃木県市町単独私立保育園補助金
助成状況一覧

栃木県私立保育連盟
調査部

市町名	補助金名称	補助金対象	補助額(円)
宇都宮市 ①	乳幼児保育担当保育士増員費	1歳児3人に保育士等1人を配置（保育費用及び国庫補助金の算定に含まれる保育士等を除く。）する場合又は保育士等の安定的かつ継続的な雇用をする場合の当該保育士等に係る人件費	保育士1人あたり 月額 193,700円/人
	保育士等人材確保費	（3号認定子どもを受け入れている施設） 多様な保育ニーズに対応するため、経験豊富な保育士等（園長、理事長等を除く。）を安定的に確保するために要する経費 ※経験年数による・上限25年 園長、理事長等、は非該当。 社会保険加入者が対象	月額 対象： 勤務初年度～経験年数5年一律4,000円・ ※経験年数6年目以降、経験年数が増えるごとに月額1,000円ずつ増加 ※上限月額24,000円
	保育体制強化事業費	（3号認定子どもを受け入れている施設） ①給食提供時の配膳や寝具のあとかたづけなど保育士等の負担を軽減するため職員を加配する施設の、人員確保のための人件費	①月額 100,000円
		②①の保育支援者が園外活動時の見守り等を行う場合、または見守り等を外部に委託する場合の費用	②月額 45,000円
	発達支援児保育事業費	発達支援児（2・3号）を保育するために必要な経費	
		①障がいの程度に応じた受入れ 中程度⇒2：1（児童：保育士等） 重度⇒1：1	①中程度 月額 96,850円 重度 月額 193,700円
		②受入れ促進 発達支援児を3人以上受け入れている保育所等における、保育士等の人件費	② 月額 96,850円
		③受入れ体制整備 受け入れに必要な体制を整備する際の費用の一部	③ 年額 2,500,000円 ※1施設あたり
		④障がい児の受け入れに対応する職員（市が認めたものも可）の人件費 （休日保育または一時預かりを実施している施設）	④休日保育 日額 4,842円 一時預かり 時給 1,310円 ※保育士一人あたり
	看護師等雇用費補助金	（3号認定子どもを受け入れている施設） 看護師、准看護師、保健師及び介護士（小規模保育事業に限る）を雇用した際の人件費	月額 50,000円
	日本スポーツ振興センター事業費	（3号認定子どもを受け入れている施設） 2・3号認定子どもにおける独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の規定による災害共済給付契約を締結する場合における共済掛金の支払に要する経費	設置者負担分 幼保連携型認定こども園 年額 110円 その他の施設 年額135円 生活保護世帯 55円
	民間保育所代替職員雇用費	（3号認定子どもを受け入れている施設） 産前6週間～産後8週間 疾病31日以上継続療養(1～90日間)	(保育士・資格有)日額 9,170円/人 (保育補助者・資格無)日額 7,980円/人 (看護師・栄養士)日額 8,940円/人 (調理員)日額 7,980円/人

市町名	補助金名称	補助金対象	補助額(円)
宇都宮市 ②	保育事業強化支援費	定員を超えた児童の受入による備品購入などの安全対策に必要な経費や、事業負担軽減に必要な経費	月額50,000円×1歳児における利用定員120%以上の入所児童の数
	保育所等利用定員増員促進費	利用定員を増員する前の定員区分から増員後の定員区分の公定価格における基本分単価の差額	対象費用の2分の1の額に当該月の入所児童数を乗じた額
	保育補助者雇上強化事業費	保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な経費	年額 2,338,000円
			*利用定員121人以上年額4,676,000円
	おむつの施設処分促進費	保護者・保育士の負担軽減により保育環境の充実を図るため、おむつの施設処分を行うため必要な経費	0～2歳児一人あたり月額350円/人
	派遣保育士活用事業費	補助を受ける保育士1人に付き以下の人数分、年度後半（12月～3月）のいずれかの月において新たな受入枠を出すこと。 ※ 年度後半の期間において累計ではなく、単月での受入枠 0 歳 児 … 3人以上 1 歳 児 … 6人以上（ただし乳幼児保育担当保育士増員費を活用して、配置基準を3：1にしている場合は3人以上） 2 歳児以上 … 6人以上 ※次のいずれにも該当する保育士 ・労働者派遣法に基づく派遣労働者で、保育業務に専従する者であること ・1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務する者であること	【対象経費】 12月から3月分の派遣料のうち、法定福利分を除く派遣管理費相当額 ※1時間あたりの派遣料÷3（小数点以下切捨）で計算し、上限は700円 【補助率】 1／2
	保育士宿舍借り上げ支援事業費	次のいずれにも該当する保育士 ・採用から5年以内の者 ・保育士資格を取得した日の属する年度の翌年度から起算して5年度目（県外から転入する場合は10年度目）以内の者 ・単身世帯であること（住民票上単身世帯であること。シェアハウスは可。） ・1日7時間以上かつ月20日以上常態的に勤務する者 ※同一の保育士が補助対象となる期間は、最大で5年間 ※宇都宮市内の物件で、事業者が保育士のために賃借した物件	【対象経費】 賃借料（共益費・管理費含む）、礼金、手数料（法人への名義変更に係る手数料及び更新時に係る手数料） ※敷金、駐車場代、光熱水費等は対象外 【補助額】 ・対象経費から本人負担額を除いた額（基準額）に3/4国：1/2、市：1/4）を乗じた額（1,000円未満切捨て。月単位で算出。） ・基準額は1戸あたり55,000円を上限
	運営費貸付金	運営費の支払までの運営資金貸付金 (貸付期間9カ月)	年額 5,000,000円
	保育施設等給食支援事業費補助金 〔宇都宮市独自〕	令和6年10月から令和7年3月までの米をはじめとした食材費高騰に伴い影響を受けた給食提供に係る費用（食材費）	在園児童 1人あたり月額493円 （物価上昇分）
	園外活動 ライトライン活用補助金	園外活動において、児童にライトラインによる身近な地域の変化を実感しながら、持続可能な社会の実現に向けその担い手に必要な資質・能力を身に付けさせるため ライトラインを利用する場合に生ずる運賃等を市が補助することを目的とする。	
	日用品・文房具等の徴収に係る補足給付事業	生活保護世帯（利用者負担額表における第1階層）のこどもの支給認定保護者を対象に、園等で使用する日用品・文房具等の購入費、遠足等の行事への参加費等の実費徴収額の一部を給付する事業	1人あたり各月の上限金額 2,700円

鹿沼市

補助事業名		乳児保育 促進事業	1歳児保育 担当保育士 増員事業費	食物アレルギー 対応給食提供事 業費※	すこやか保育	発達支援保育	延長保育事業	一時預かり 事業
補助基準		年度途中入所の 需要に対応する ため、乳児担当 保育士を年度当 初から配置基準 を超えて配置す る経費を補助す る	1歳児が6人以上 入所し、1歳児3 人に対し保育士 1名を配置する ための経費を補 助する	定員90人以上の 保育所等で、ア レルギー児に対 応した給食を提 供するため、基 準を超えて調理 員を増員するた めの経費を補助 する	配慮が必要と認 められた対象児 1人に対し保育 士1人を配置す るための経費を 補助する	配慮が必要と認 められた対象児 3人に対し保育 士1人を配置す るための経費を 補助する	開所時間の前後 において、さら に30分以上の延 長保育を実施す るための経費を 補助する	一時的に家庭で の保育が困難と なった場合や保 護者の負担軽減 のため一時的に 児童を預かるた めの経費を補助 する
		前年度3月と当 年度4月の0歳児 入所児童数を比 較し、6人以上 減少 882,000円	増員保育士1人 につき 月額165,000円	アレルギー児が 1人以上在園 し、理員1人上 増員 月額126,000円	保育士配置 月額165,000円	保育士増員月額 64,000円	実施時間・平均 利用児童数どち らも満たすこと 30分 平均1人以上 年額600,000円 1時間 平均3人以上 年額1,760,000円	(余裕活用型) 利用者1人につ き 2,400円 (一般型) 年間 延利用児童数 ～299人 2,833,000円
実施主体		市単	県補助		市単 (交付税措置)		国県補助 子ども子育て支援交付金	
			県基準の1/2	県1/4			国1/3、県1/3	
負担額	市	882,000	補助金額－県負担額	11,340,000	全額	全額	1/3	1/3
	県	-	県基準の1/2	3,780,000	-	-	1/3	1/3
	国	-	-	-	-	-	1/3	1/3

※食物アレルギー対応給食提供事業費

126,000円×12月=1,512,000円

1,512,000×10園＝15,120,000円の場合

※1歳児保育担当保育士増員事業費

1歳児保育担当保育士 増員事業費 県基準			1歳児保育担当保育士 増員事業費 市基準				
増員保育士数	県基準額	県負担額	増員保育士数	県負担額	補助金額計算式	補助金額	県負担額との差額
6-11	756,000	378,000	5	0	5人×165,000円	825,000	825,000
12-17	1,512,000	756,000	10	378,000	10人×165,000円	1,650,000	1,272,000
18-23	2,268,000	1,134,000	15	756,000	15人×165,000円	2,475,000	1,719,000
24-29	3,024,000	1,512,000	20	1,134,000	20人×165,000円	3,300,000	2,166,000
30-35	3,780,000	1,890,000	25	1,512,000	25人×165,000円	4,125,000	2,613,000
36-41	4,536,000	2,268,000	30	1,890,000	30人×165,000円	4,950,000	3,060,000
42-47	5,292,000	2,646,000	35	1,890,000	35人×165,000円	5,775,000	3,885,000
48-53	6,048,000	3,024,000	40	2,268,000	40人×165,000円	6,600,000	4,332,000
54-59	6,804,000	3,402,000	45	2,646,000	45人×165,000円	7,425,000	4,779,000
60-	7,560,000	3,780,000	50	3,024,000	50人×165,000円	8,250,000	5,226,000

※民間保育所等途中入所支援事業補助金

上限額：35,000,000円の範囲内で按分
補助金の額：交付要領より
4月1日現在において、市が当該民間保育所等に年度途中の入所を決定した低年齢児（0、1、2歳児）について、それぞれ、4月から入所する月の前月までの月数に、内閣府が定める当該4月1日現在の当該民間保育所等の年齢別の給付費の基本分単価を乗じて得た額

※紙おむつ処理事業費補助金

0～2歳児クラス在籍児童350円/月
一時預かり及び病児保育利用児童（0～2歳児クラス該当児童）20円/日

市町名	補助金名称	補助金対象	補助額(円)
佐野市	日本スポーツ振興センター加入	入所児童の事故等に対する保険の掛金	年額 385円/児童数
	保健衛生費	園児ぎょう虫検査	84円/児童数
		園児尿検査	273円/児童数
		調理師等腸内細菌検査	1,680円/実施職員数
	入所児童賠償責任保険加入金	入所児童の事故等に対する保険の掛金	100円×定員
	職員研修費		7,000円/年
	佐野市すこやか保育事業	対象児童1人に対して専任保育士を1人以上配置	月額 120,000円/人
		対象児童2人に対して専任保育士を1人以上配置	月額 60,000円/人
		対象児童3人に対して専任保育士を1人以上配置	月額 40,000円/人
	佐野市民間保育所等使用済おむつ処分費用補助金	0歳児から2歳児	月額350円/人
	保育体制強化事業	保育支援者(1か所)	100,000円/月
		児童園外活動見守り等(1か所)	45,000円/月
		スポット支援員の配置(1か所)	45,000円/月
	保育補助者雇用強化事業	利用定員121人未満	2,338,000円/年
		利用定員121人以上	4,676,000円/年
足利市	保育所等業務効率化推進事業 (保育所等におけるICT化推進等事業)	ICT化を行う為のシステムの導入	200,000円～1,300,000円
		通訳や翻訳の為の機器の購入	150,000円
	保育環境改善等事業 (安全対策事業を除く)	ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業	100,000円/年
		熱中症対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業、感染症対策のための改修整備等事業	1,029,000円/年
	保育環境改善等事業 (安全対策事業)	睡眠中の事故防止対策に必要な機器購入	500,000円以内/年
		ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業	200,000円以内/年
	民間保育施設等原油価格 物価高騰対策補助金		67,000円
栃木市	食物アレルギー対応給食	単価×対応月数	単価 94,500円
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（保育所型認定こども園の特別支援教育）	単価×対象児童数×対象月数	単価65,300円×対象児童数×対象月数
	一時預かり事業 (余裕活用型)	単価 × 年間利用延人数	単価 2,400円
	病児保育事業 (体調不良児型)	単価 × 年間利用延人数	単価（年額） 4,496,000円
	地域活動事業	単価（年額）×事業数（2事業まで）	単価（年額）110,000円
	一時預かり事業（減免分）	生活保護世帯（1階層） 単価×利用日数	3歳未満児、以上児
	延長保育事業（減免分）	生活保護・非課税世帯（1・2階層） 単価×利用日数（利用月数）	年間集計表の通り
	すこやか保育事業	単価×対象児童数×対象月数	単価 80,000円
栃木市	使用済おむつ用ダストボックス等の購入費補助金	使用済おむつの一時保管用ダストボックス等の購入費等	一施設当たり10万円上限 (一回のみ)

市町名	補助金名称	補助金対象	補助額(円)
小山市	令和6年度小山市保育施設等物価高騰対策事業費補助金	今般の物価高騰の影響を受ける各施設の負担を軽減し、安定的な保育の提供するための助成金	上半期2万7,000円、下半期4万円 一施設当たり年合計6万7,000円 送迎車両燃料費補助 上半期5,000円/台、下半期6,000円/台 (令和6年度のみ実施)
	使用済みおむつ用ダストボックス等の購入費補助金	使用済みおむつの一時保管用ダストボックス等の購入費等	一施設当たり20万円上限 (一回のみ)
	小山市保育所等における使用済みおむつ施設処分費補助金	使用済みおむつの保護者持ち帰りを廃止することで保護者及び保育士の処分に係る負担及び感染症リスクの軽減を図るため経費の一部を助成	10月1日時点の3号認定児童数×300円を上限とした廃棄に係る実費分
	民間保育所等耐震診断事業費補助金	保育所等の耐震性能を確認するため実施した耐震診断に係る経費の一部を助成	耐震診断に要した補助対象経費の2分の1または200万円のいずれか少ない額
	保育士等就業奨励金交付事業	保育士を目指す学生に対し就業奨励を行うことで保育士の確保を目指す	自宅通学：3万円/月 自宅外通学：5万円/月
日光市	日本スポーツ振興加入費	共済組合の支払に要した経費	135円×人数
	賠償責任保険加入費	保険料の支払に要した額	上限 800円×定員
	乳児保育料	3歳児未満の保育に要した経費	月額 400円/人
	医療材料費	児童用に購入した医薬品の支払に要した経費	6,000円+ (120円×定員)
	園外保育費	園外保育に要する経費	1,000円×定員
	運動会準備費	運動会の児童用記念品に要する経費	700円×定員
	修了記念品	卒園児の記念品購入に要する経費	800円×卒園児数
	施設充実費	施設の軽微な改修、備品の購入その他施設の充実を図るための経費	定員による定額 上限7,000円
	調理員増員費		限度額1,512,000円
	地域活動事業費	(世代間交流等)	限度額250,000円
		(異年齢児交流等)	限度額250,000円
那須塩原市	発達支援児事業費補助金	発達に支援が必要な児童に対して、保育士の加配を行うための費用への補助	保育士0.5人 月額90,400円 保育士1人 月額180,800円
	日本スポーツ振興センター災害共済掛金保護者負担軽減事業費	園児の災害共済保険費への補助	加入児童数×300円
	園外保育実施事業費補助金	園外保育に関わるバス代への補助	バス借上げ費 年額42,000円
	園児健康診断等事業費補助金(眼科検診)	眼科検診の費用への補助	基本分 嘱託医報酬補助 180,000円 加算分 受診児童数×300円
	児童健康診断等事業費補助金(尿検査)	年2回行う尿検査費用への補助	受信児童数×130円
	第三者評価受審事業費補助金	外部評価を実施するための事業への補助	第三者評価受審に関わる経費について、特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)に規定する第三者評価受審加算を差し引いた実支出額と300,000円を比較し少ない方の額

市町名	補助金名称	補助金対象	補助額(円)
さくら市	私立保育所特別保育事業費 補助金	障害児保育事業	経度障害児の年間延べ人数により定める額
		世代間交流等事業	補助金の対象となる経費の額から寄付金その他の収入額を控除した額又は250,000円いずれか少ない額
		異年齢児交流等事業	同上
		英語活動事業	1クラス当たり補助金の対象となる経費の額の1/2の額又は140,000円のいずれか少ない額
益子町	運営費改善事業	・保健衛生費補助 ・採暖費補助	入所児童1人当たり150円×2回 10月から3月までの延べ児童数×100円
	給食改善事業		年間の延べ児童数×100円
	賠償責任保険加入事業	実費又は入所児童1人あたり300円の少ない方の額	
	遊具購入事業	保育所の全定員×840円(ただし、交付は各園5年に一度とする)	
	歯科集団検診事業		1施設当たり 80,000円
	週40時間勤務体制 従事者雇用費補助事業		1施設当たり 600,000円
	延長保育特別対策事業	当該年度に国が示す保育士の平均給与から算定する 1時間あたりの金額(小数点以下切り捨て)で、次の式により算出された額 $\frac{\text{保育所職員の本俸基準額} \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{週間の勤務時間} \times 52 \text{週}} \times \text{延長保育時間} \times 25 \text{日} \times 12 \text{ヶ月} \times 1.25 \times 2 \text{人}$	
	障害児受入事業	条件に応じて	月額 30,000円 又は月額 20,000円
	世代間交流事業	高齢者施設への訪問や施設の事業への招待のほか高齢者と交流する事業	123,000円
	異年齢児交流事業	施設に入所している児童と地域の児童が交流する事業	122,000円
	小学校低学年受入事業	小学校低学年児童を一時保育の場を利用して受け入れる事業	500,000円
	地域の特性に応じた 保育需要への対応事業	地域の保育需要に対応するための地域の実情に応じた事業	休日保育1日当たり24,000円
	保育士等処遇改善事業	「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」(令和3年12月23日付け府令第1203号)に基づく事業をいう。令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要領第4条により算定される額を補助する	
	借入利子に関する補助金		県 55% 市 45%